

東大阪市選挙管理委員会告示第1号

東大阪市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年5月21日

東大阪市選挙管理委員会

委員長 天野 高 夫



東大阪市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

東大阪市選挙関係事務執行規程（昭和46年東大阪市選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に定める掲示場に掲示して行う。」を「第2条第2項の規定の例による。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。